

(6) 保管金
ア 仮納付金
イ その他保管金
附 則

目次	次	ページ
----	---	-----

規則

告 示

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第1項の規定により、平成18年 5 月22日、石狩川水系土地改良区連合の行う土地改良（維持管理）事業の廃止を認可した。

平成18年 5 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年 5 月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 5 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
九 重	経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ）	北海道留萌支庁
遠 別	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、暗きょ）	同
小 平	同	同

北海道告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成18年 5 月17日、大空町の行う土地改良（大進地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行に同意した。

平成18年 5 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第502号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年 5 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 虻田郡京極町字更進602の3地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、602の1・602の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡中川町字神路28の1

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字二風谷31の6（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町振内町55の2地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、55の2・59の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字太陽296の1・300の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 6(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町東静内377地先・378地先・380地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第503号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成18年5月30日 北海道知事 高 橋 はるみ	1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町・幌泉郡えりも町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第504号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成18年5月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 南富良野町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 名寄市・中川郡美深町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
--	--

ア 立木の伐採の方法 （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。 名寄市・美深町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。） （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 名寄市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。 平取町（次の図に示す部分に限る。） （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 川上郡弟子屈町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法	（ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 川上郡弟子屈町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 7(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡浜中町（国有林。次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに名寄市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
支 庁 告 示	
北海道石狩支庁告示第14号 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。 平成18年 5月30日 北海道石狩支庁長 三 好 昇	

住 所	名 称	氏 名	登 録 番 号	登録取消年月日
札幌市東区北6条東8丁目1番3-201号	サンラビット	張 光平 (長田光平)	北海道知事(2) 石第02388号	平成18年5月19日

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成17年11月20日執行の渡島支庁所管区域北海道議会議員補欠選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び渡島支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成18年5月30日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第86号

安全運転管理者等講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年5月30日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

安全運転管理者等講習実施規程の一部を改正する規程

安全運転管理者等講習実施規程（平成5年北海道警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第74条の2第8項」を「第74条の3第8項」に改める。

第13条中「第74条の2」を「第74条の3」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの様式中「B列4番」を「A列4番」に改める。

別記第4号様式中「B列5番」を「A列4番」に改める。

別記第5号様式中「B列4番」を「A列4番」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「B列5番」を「A列4番」に改める。

別記第8号様式中「B列4番」を「A列4番」に改める。

別記第9号様式中「B列5番」を「A列4番」に改める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

北海道警察本部告示第87号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年5月30日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する規程

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和62年北海道警察本部告示第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

別記第13号様式その3中「達したため」を「達する日以後の最初の3月31日が終了したため」に、「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に、「達した場合」を「達する日以後の最初の3月31日が終了した場合」に改める。

附 則

この規程は、平成18年5月30日から施行する。

